

告示

埼玉県告示第千三百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロヂャース八潮店

埼玉県八潮市中央三丁目十二―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 当該店舗への出入庫については、片側一車線の東側市道からとなり入庫待ちの車両が東側市道に滞留した場合には、県道からの距離が二十メートル程度と短いこともあり、三方向から車両が集まると本市道のみならず県道を含め周辺道路に渋滞が発生する。このため、状況に応じて交通誘導員を適正に配置し、店舗への出入庫による渋滞が発生しないように対処するとともに、路上駐車等が発生しないよう対策を実施すること。

(2) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(3) 届け出場所は、八潮市立八幡小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害することのないよう配慮すること。

登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声掛け等にも配慮されたい。

(4) 地元雇用への配慮、八潮市商工会への加入、地域イベントへの参加など、地域社会への貢献に努めていただきたい。

二 縦覧期間

令和五年十一月二十四日から令和五年十二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター